

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	老人福祉法・生活保護法にかかる措置費等の支払事務の委託について
--------	---------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（個人情報の提供を伴う業務委託、個人情報の収集を伴う委託）

担当部課：福祉部 生活福祉課 庶務係
福祉部 高齢者サービス課 高齢者相談係

事業の概要

事業名	老人福祉法・生活保護法にかかる措置費等の支払事務の委託について
担当課	高齢者サービス課・生活福祉課
目的	措置費支払事務を円滑に行うことを目的とする。
対象者	①養護老人ホーム措置者 ②生活保護受給者で保護施設に入所する者
事業内容	<p>老人福祉法・生活保護法に基づく養護老人ホーム、救護施設・更生施設への入所者にかかる措置費等の費用の支弁については、国・都と区市町村が負担している。</p> <p>老人福祉法・生活保護法による措置では、個々の入所者の措置状況の変化に応じて措置費が変動する。支払事務は、毎月、個々の措置費を計算し、入所施設からの請求額と突合のうえ、施設別に支払うこととなる。</p> <p>措置費の支払事務は、支払い先となる施設が多数にわたり、また多くの入所者が措置状況の変化（入所施設からの入退院や収入額の変動）による措置費の変更処理等を伴う複雑な業務となるため、都内の全区市町村が統一した業者に事務を委託することで請求の受付・審査・支払事務の平準化と効率化を図ることが求められる。</p>

別紙(重要な個人情報の提供を伴う業務委託)

◇1. 重要な個人情報の提供を伴う委託等(第14条第1項)・・・報告事項

件名 老人福祉法・生活保護法にかかる措置費等の支払事務の委託について

区保有情報		委託業者及び委託に伴う提供情報	
保有課 (担当課)	①高齢者サービス課 ②生活福祉課	委託先	東京都国民健康保険団体連合会
登録業務の名称	①老人福祉施設への入所措置 ②生活保護世帯に対する法内援護		
情報はどのような媒体に記録されているか	文書、帳票及び電算システム	情報はどのような媒体で提供するのか、取扱わせるのか	帳票
保有している情報項目	①カナ氏名、個人登録番号、施設名、施設登録番号、措置開始月日・理由、措置廃止月日・理由、病院入退院日、外泊日数、加算認定・取消日 ②カナ氏名、施設名、費用区分、施設入(退)所日、在籍入(退)院日、通所・訪問事業利用開始(廃止)日、生活保護費、収入認定額	左欄の保有情報のうち、業務委託に伴い提供する項目又は処理を依頼する項目	①カナ氏名、個人登録番号、施設名、施設登録番号、措置開始月日・理由、措置廃止月日・理由、病院入退院日、外泊日数、加算認定・取消日 ②カナ氏名、施設名、費用区分、施設入(退)所日、在籍入(退)院日、通所・訪問事業利用開始(廃止)日、生活保護費、収入認定額
委託の理由	<p>措置費の支弁にあたっては、支払い先となる施設が多数にわたり、また入所者ごとの措置費の変更処理等を伴う支払事務は複雑な業務となるため、上記業者に事務を委託することで請求の受付・審査・支払事務の平準化と効率化を図ることができる。</p> <p>なお、委託先については、昭和48年から財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団(財団)を委託先として実施してきたが、東京都が事業の効率的実施の観点から、措置費等の支払事務については平成21年4月より東京都国民健康保険団体連合会(国保連)に移譲することとして、東京都、財団および国保連の三者で覚書を交わしている。</p> <p>国保連は、移譲前の財団が構築したシステムを引き継いで行うこととしており、他に同様な業務を行える業者はなく、東京都内の全自治体が国保連に委託して成り立つものである。</p>		
委託内容	東京都国民健康保険団体連合会への委託内容 新宿区と養護老人ホーム、救護・更生施設の間の措置費等の請求受付・審査・支払に関する事務		
委託の開始時期及び期限	平成21年 4月 1日 から 以降継続		
委託にあたり区が行う情報保護対策	東京都国民健康保険団体連合会との契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。	受託事業者としての情報保護対策	「東京都国民健康保険団体連合会個人情報の保護に関する規則」を遵守する。

件名 老人福祉法・生活保護法にかかる措置費等の支払事務の委託について

保有課(担当課)	①高齢者サービス課 ②生活福祉課
登録業務の名称	①老人福祉施設への入所措置 ②生活保護世帯に対する法内援護
委託先	東京都国民健康保険団体連合会
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	①措置入所者のカナ氏名、個人登録番号、施設名、施設登録番号、措置開始月日・理由、措置廃止月日・理由、病院入退院日、外泊日数、加算認定・取消日 ②措置入所者のカナ氏名、施設名、費用区分、施設入(退)所日、在籍入(退)院日、通所・訪問事業利用開始(廃止)日、生活保護費、収入認定額
処理させる情報項目の記録媒体	紙
委託理由	措置費の支弁は、支払い先となる施設が多数にわたり、また入所者ごとの措置費の変更処理等を伴う支払事務は複雑な業務となるので、請求受付・審査・支払事務の平準化と効率化を図るため、上記業者に事務を委託する。
委託の内容	老人福祉法・生活保護法に基づき措置した入所者について、入所施設から上記情報項目を記載した請求書を受け付け、新宿区からの措置開始・廃止・変更通知と内容を照合・審査したうえで、新宿区が交付する措置費を施設別に支払う。
委託の開始時期及び期限	平成21年 4月 1日 から 以降継続
委託にあたり区が行う情報保護対策	契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	東京都国民健康保険団体連合会 個人情報の保護に関する規則の遵守

特記事項 (個人情報)

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報の一切を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の原則禁止)

- 4 乙は、業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(適正な管理)

- 5 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 6 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を甲の許可なく複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、この契約が終了したときは、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあったときは、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 甲は、個人情報の管理状況について随時に立ち入り調査することができる。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対して個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。